



令和2年度呉市立学校における教育活動の再開等について

令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」を踏まえ、春季休業明けから、呉市立学校における教育活動等を再開します。

1 学校の再開時期

令和2年4月6日（月）から

2 学校再開までの対応について

(1) 感染症対策を行う体制の整備

感染源を絶つための健康観察，集団感染リスクに対応した教室環境の整備など，学校における感染症対策を徹底するための準備を行う。

(2) 保健管理体制の整備

教育委員会が，呉市医師会や呉市歯科医師会，呉市薬剤師会等と連携をとり，必要に応じて各学校に連絡・指示を行う。

(3) 緊急連絡体制の整備

学校で感染が疑われる者がいた場合等の対応について緊急連絡ができるよう，新入生の保護者を含む連絡体制を整備するとともに，教職員の役割分担を明確にしておく。

3 学校における感染症対策

(1) 感染源を絶つこと

37.5度以上の発熱等の風邪の症状（咳，鼻水，咽頭痛，頭痛等）が見られる児童生徒，教職員については，自宅で静養させることを徹底する。

(2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底するとともに，特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ，手すり，スイッチなど）は，適宜，丁寧に水拭き清掃等を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

(3) 集団感染のリスクへの対応

3つの留意事項（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する。

4 学校行事の実施について

(1) 入学式

感染拡大防止の措置を講じ，参加者は新入生とその保護者2名以内，教職員とし，式全体の時間を30分程度とするなど開催方式を工夫して実施する。

(2) 始業式

感染拡大防止の措置，開催方式の工夫については入学式と同様とするが，体育館での実施が参加者間のスペースを確保できない場合には，会場を各教室に分散するなど，学校の状況に応じた対応を行う。

(3) その他

5月の大型連休が終わるまでに予定している宿泊を伴う行事等（オリエンテーション合宿等）については，延期または中止とする。

5 学習指導に関することについて

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

一斉臨時休業中に児童生徒に課した家庭学習の状況等を把握した上で，可能な限り，補充の授業や補習を実施したり，家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じたりする。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等を行う場合は，児童生徒，保護者及び教職員等の状況や意向等を勘案し実施する。

6 部活動について

部活動は実施する。感染拡大防止のため，生徒だけに任せるのではなく，教職員等が部活動の実施状況を把握する。

7 スクールバス

通常どおり運行する。

8 学校施設の目的外使用

現在，調整中

9 児童生徒に感染者が発生した場合の学校の臨時休業等の判断について

(1) 出席停止等について

児童生徒の感染は判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には，各学校において，感染者及び濃厚接触者に対し「出席停止」の措置をとる。

(2) 臨時休業について

現在，臨時休業の期間等について呉市医師会及び呉市保健所と協議中のため，後日通知する。

※ 上記のうち，必要事項については，各学校のホームページ，メール配信システム等で保護者に周知する。